

## 社会福祉法人境町社会福祉協議会 有料広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人境町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の自主財源を確保することを目的として、本会が発行する広報誌等の有料広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、次に掲げるものとする。

- ・ 広報紙「さかい社協だより」

### (掲載広告の要件)

第3条 この告示において、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、または、抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

### (広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告掲載の申込)

第5条 広告掲載の申請ができる者（以下「申請者」という。）の範囲は、本会特別会員及び、特別大口会員とする。

- 2 境町社会福祉協議会有料広告掲載申込書（様式第1号）に紙又はデジタルデータにより広告原稿を添えて、掲載希望発行日の2月前までに会長に提出するものとする。

### (広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 会長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について有料広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- 3 広告掲載希望が掲載数を超えた場合は、先着順とする。

### (広告掲載料の支払い)

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者は、会長の指定する日までに、広告掲載料を支払うものとする。

### (広告掲載の決定の取消)

第8条 会長が、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告掲載料が支払われなかったときは、当該掲載の決定を取り消すことができる。

(申請者の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、本会の責めに帰すべき理由による場合は、還付することができる。

(免責事項)

第11条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合については、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議してこれを定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

掲載対象	位置	規格	掲載料
さかい社協だより	下面（表紙及び最終面を除く）	1段全枠（5.0cm×18.0cm）	1回 15,000円
		1段半枠（5.0cm×9.0cm）	1回 8,000円

※上記掲載料には、消費税及び地方消費税を含む。